

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	現状変更の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	美郷町文化財保護に関する条例第 16 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町文化財保護に関する条例第 16 条第 1 項 美郷町文化財保護に関する条例施行規則第 6 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町文化財保護に関する条例 (現状変更の制限) 第 16 条 町指定文化財の現状を変更しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>○美郷町文化財保護に関する条例施行規則 (現状変更) 第 6 条 条例第 16 条第 1 項に規定する町指定文化財の現状を変更しようとするときは、原則として変更しようとする 30 日前までに次に掲げる書類を添えて現状変更申請書（様式第 15 号）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 現状変更の設計仕様書及び設計図 (2) 現状変更に要する経費の予算書 (3) 現状を変更しようとする箇所の写真又は見取図 (4) 届出者が所有者以外の者の場合は所有者の承諾書</p> <p>2、3 略</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	変更しようとする 30 日前までに申請（規則 6 条 1 項）
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日